

京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱（以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、新京都市循環型社会推進基本計画（仮称）に係る環境配慮報告書（以下「報告書」という。）が提出されましたので、要綱第15条の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、報告書を縦覧に供します。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

1 計画策定局長等名及び担当部局名

(1) 計画策定局長等名

京都市環境政策局長

(2) 担当部局名

環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課

2 対象計画の名称及び種類

(1) 名称

新京都市循環型社会推進基本計画（仮称）

(2) 種類

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(第三種計画)

3 対象計画に定めようとする目的及び概要

(1) 目的

本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る「一般廃棄物処理基本計画」としての位置付けに加え、循環型社会、低炭素社会を目指す計画として策定するものである。

(2) 概要

計画の基本方針

基本方針1「そもそもごみを出さない」

～しまつの心を大切にした京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～

基本方針2「ごみは資源，可能な限りリサイクル」

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

基本方針3「ごみは安全に処理して最大限活用」

～ごみの安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

#### 4 報告書の縦覧の場所，期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

京都市環境政策局循環型社会推進部循環企画課

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル  
8階

##### (2) 縦覧の期間

平成22年3月30日から同年4月30日まで（土曜日，日曜日及び祝日は除く。）

##### (3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

(環境政策局環境企画部環境管理課)